

特記仕様書

工事名 : 賤ヶ岳トンネル法面補修工事
工事場所 : 滋賀県伊香郡木之本町山梨子地先
工期 : 契約締結の翌日から150日間

- 第1条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書(案) [平成19年4月]」(以下「共通仕様書」という。)、「土木構造物標準設計」(建設省)及び「土木工事標準設計図集」(近畿地方整備局) [平成17年2月]によるものとする。
- 第2条 本工事は、現場における現場技術業務等を建設コンサルタント等に委託している。
なお、本工事を担当する現場技術員等の氏名は別に通知する。
- 第3条 共通仕様書に対する共通特記事項およびその他の共通特記事項は、次のとおりとする。

合は新旧技術者の引継期間について発注者と協議するものとする。

4. (V E 提案)

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、乙が甲に行う提案をいう。

2. V E 提案の範囲

乙がV E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係わる変更により請負代金額の低減を伴うものとするが、以下の提案は、原則として含めないこととする。

- ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- ② 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- ③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

- 1) 乙は、前項のV E 提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E 提案書に記載し、甲に提出しなければならない。なお、V E 提案書の様式については、別途監督職員の指示によるものとする。
 - ① 設計図書に定める内容とV E 提案の内容の対比及び提案理由。
 - ② V E 提案の実施方法に関する事項。(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。
 - ④ 甲が別途発注する関連工事との関係。
 - ⑤ 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項。
 - ⑥ その他V E 提案が採用された場合に留意すべき事項。
- 2) 甲は、提出されたV E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を乙に求めることができる。
- 3) 乙は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、甲に提出できるものとする。
- 4) V E 提案の提出費用は乙の負担とする。

4. V E 提案の審査・採否等

提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定する。

5. V E 提案の採否の通知

VE提案の採否については、VE提案の受領後14日以内に書面により通知するものとする。ただし、乙の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更等

- 1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、設計図書の変更を行うものとする。
- 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときには請負金額を変更するものとする。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という）を削減しないものとする。
- 4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力や予測する事が不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては甲乙協議して定める。

7. VE提案内容の活用と保護

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るのでその場合は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については当該権利の保護に留意している。

8. 責任の所在

甲がVE提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った乙の責任が否定されるものではない。

5. (新技術の活用実施)

本工事は、新技術活用促進システムにより新技術を活用する。

1) 対象範囲

新技術名 無水掘工法(KK-980068-V) 連続繊維補強土工(KT-980183)

2) 次の調査を行うものとし、その内容については許可無く公表してはならない。

なお、調査方法については、監督職員の指示に従い実施するものとする。

①新技術活用効果調査

②新技術施工管理調査

6. (繊維補強新材料の配合)

繊維補強土工の使用材料は、次表を標準とする。

(1.0m³当り)

名 称	仕 様	単 位	数 量	適 用
-----	-----	-----	-----	-----

砂	洗い砂	m ³	1. 5 6	
連続繊維補強材	ポリエステル	k g	4. 1 2	
保水材		個/m ²	1. 0	

7. (新技術の活用についての検討)

請負者は施工に先立ち、当該工事の工事内容について、新技術情報提供システム (NETIS) 等を用い、新技術等の適用の有無 (経済性及び現場への適合性等) について検討を行い実施については監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、協議の結果、新技術を指定工法とする場合は、監督職員が別途指示する実施要領に基づく調査を実施するものとする。

8. (仮設工一般)

仮設施工にあつては、事前に周辺地盤に及ぼす影響について十分検討を行い、施工するものとする。

また工事用機械の搬入出にあたり、ソーラーパネル等が支障となる場合は、監督職員と協議の上認められたものについて設計変更の対象とする。

9. (重機の搬入)

掘削機械等の重機搬入において、吊込み機械が必要となった場合は監督職員と協議の上認められたものは設計変更の対象とする。

10. (追加施工)

鋼製階段の補修について、施工条件が整えば追加施工する予定である。

11. (給水工)

グラウト工、吹付工に必要な水の確保は現場内で行うものとするが、現場条件により不可能な場合は監督職員と協議の上認められたものについて設計変更の対象とする。

12. (工事現場における説明性の向上)

請負者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、請負者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。